



©朝日新聞社 2004年
〒104-8011 東京都
発行所 中央区築地5丁目3番2号
朝日新聞東京本社
電話 03-3545-0131

「脱薬物」教育にモデル

再犯防止向け 法務省作成へ 全国刑務所に提示

覚せい剤などの薬物事件で服役した人が、出所後に再び薬物に依存することを防ぐため、法務省は各刑務所に任せていた教育プログラムを根本的

に見直し、モデルとなるプログラムや教材を作ることを決めた。薬物を使うようになった体験を語り合うグループワークや、外部講師の指導などを盛り込み、出所後の継続的なケアも検討する。来年度中にまとめ、全国の刑務所に広げる。

同省によると、03年末時点で覚せい剤取締法違反罪での受刑者は全受刑者の約25%。一度出所し、再び罪を犯して刑務所に戻る「再入者」の約3割は同法違反者だ。法務省は、薬物依存者への教育を各刑務所に委ねてきた。多くは職員が1〜2週間に約1時間、薬物の危険性を話したり、啓発ビデオを見せたりする程度。覚せい剤事

件の受刑者の刑期は大半が1〜3年で、うち3〜6カ月を教育に充てるのが標準的だ。しかし、受刑者が出所後すぐに薬物に手を染める例が後を絶たず、「これまででの教育では不十分」との批判があった。新プログラムでは、民間リハビリ団体「日本タルク」や依存者の自助グループ「NA」などの民間団体から講師を招くほか、自分の症状を客観的に認識できるように受刑者たちで体験を話し合うグループワークを盛り込む方針で、これを標準モデルとして全国の刑務所に提示する。

これを受け、各刑務所は受刑者ごとの教育方法を決める。在所期間が長い受刑者には標準プログラ

ムを繰り返し実施したり、独自の補足プログラムを組んだりする。出所後も継続的にケアが受けられるよう、地域の民間団体を出所者に紹介したり情報を交換したりすることも積極的に進めたい、としている。

同省矯正局は今春から3回、有識者による「薬物事犯受刑者処遇研究会」を開催。「薬物は『やめられなくて当然』という発想で治療すべきだ」「グループの中で自分が薬物依存であること」を認知させ、1人でコントロールできないことを認識させることが大切」との意見が出た。今回の新プログラムはこうした指摘を受けて検討してきた。